

デジタル工事写真の黒板情報電子化の運用について

令和 7 年 10 月 1 日 改定
香川県土木部技術企画課

目 的

デジタル工事写真の黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入及び、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

適 用

工事において、デジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、工事監督員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の黒板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という。）とすることができる。対象工事では、以下の 1 から 5 の全てを適用することとする。

1 必要機器等の導入

デジタル工事写真の黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「使用機器」という。）は、受注者が調達するものとする。使用機器は、写真管理基準（令和 7 年 4 月）「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は工事監督員に対し、工事着手前に、選定した使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例として、URL「<https://www.jcomsia.org/kokuban/>」記載の「デジタル工事写真の黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照すること。
ただし、使用機器を限定するものではない。

2 デジタル工事写真における黒板情報の電子的記入

受注者は、前項 1 の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。黒板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準（令和 7 年 4 月）「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではなく、従来方式との混在も可能とする。

3 黒板情報の電子的記入の取扱い

対象工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準（令和 7 年 4 月）及びデジタル写真管理情報基準（案）（平成 23 年 4 月）に準ずるが、前項 2 に示す黒板情報の電子的記入については、写真管理基準（令和 7 年 4 月）「2-4 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準（案）（平成 23 年 4 月）「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4 黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、前項 2 に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」という。）を、工事完成時に工事監督員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は URL (<https://www.jcomsia.org/kokuban/>) のチェックシステム（信憑性チェックツール）又は改ざん検知機能（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて工事監督員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、工事監督員が確認することがある。

ただし、受注者に対する指示と施工が個別対応している、いわゆる維持パト工事については、小黑板情報電子化写真の信憑性確認及びその結果提出は不要とする。

5 使用機器の費用

使用機器の導入に係る費用は、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれるものとする。使用機器の導入に係る費用とは、小黑板情報電子化の実施に必要な機器・ソフトウェア、チェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトの機器経費及び電算使用料等とする。